

札幌市水道局広告掲載要綱

平成 19 年 2 月 13 日

管理者決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、水道局の公有財産、物品、印刷物等(以下「水道局資産」という。)に民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出する媒体(以下「広告媒体」という。)として活用することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第 2 条 広告媒体として活用する対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広報印刷物
- (2) ホームページ
- (3) 施設
- (4) その他広告媒体として活用できる水道局資産

(広告媒体の決定)

第 3 条 広告掲載を行う広告媒体は、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が定める。

(広告の範囲)

第 4 条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 次の各号の一に該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 業種ごとに定めのある広告に関する関連法令、告示、通達・通知、ガイドライン等の規定に違反しているもの
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 11 条に規定する認定を受けた協定又は規約に違反しているもの
- (4) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 政治性があるもの
- (8) 宗教性があるもの
- (9) 社会問題についての主義主張
- (10) 個人又は法人の名刺広告
- (11) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (12) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (13) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認する

おそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
(14) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(15) その他水道局資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者、前項に規定する掲載内容の詳細その他の広告掲載に係る基準は、管理者が別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに管理者が定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、管理者が定める。

(広告掲載の付記事項等)

第7条 広告掲載にあたっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記するものとする。

(掲載基準の適用)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

(1) 広告主が水道局の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき

(2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき

(3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき

(4) 水道局の業務上やむを得ない事由が生じたとき

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。